

平成19年度 食品リサイクル推進環境大臣賞 募集要領

環境省ではこのたび、「食品リサイクル推進環境大臣賞」を創設し、その平成19年度分の募集を開始いたします。

本表彰制度は、食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を広く公募し、その奨励・普及を図ることにより、循環型社会の形成を促進することを目的としています。

多数の事業者、NPO、市民団体及び地方公共団体等の皆様の御応募をお待ちしております。

環境省

平成19年度 食品リサイクル推進環境大臣賞 募集要領

1. 目的

本制度は、食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とします。

2. 募集対象

募集の対象は、食品リサイクルに関係する食品関連事業者、再生事業者、再生品の利用者、NPO、市民団体及び地方自治体等の全ての者が行う取組で、食品リサイクル法にのっとり食品リサイクルの推進、循環型社会の形成に貢献している活動とします。

3. 応募方法

(1) 応募希望者は、別紙1の「応募様式」による応募書に、必要事項を記入の上、正本1部、副本1部と参考資料を同封して、7.に記載する応募先まで送付してください。応募は自薦、自治体推薦又は3R活動推進フォーラムの推薦とします。

* 応募先への持参、メール又はFAXは受け付けません。

(2) なお、正本に付帯する参考資料は、応募書への記入内容を補足するものであり、参考資料の提出は必須ではありません。

* 提出された応募書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

(3) 募集期間は次のとおりです。

平成19年9月4日(火)～9月27日(木)

4. 審査

(1) 学識経験者等からなる5名程度の委員から構成する「審査委員会」において、別紙2に掲げる「審査基準」に基づき、先進性・独自性、有効性、継続性、波及性・普及性、その他の面から審査を行い、最優秀賞、優秀賞、奨励賞を決定します。

(2) 必要に応じて、電話等によるヒアリングや資料の追加送付等をお願いする場合があります。

また、審査の結果は、平成19年10月15日(月)までに文書にて通知します。

- (3) なお、審査内容の詳細に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできませんので、御留意ください。

5 . 環境大臣賞の授与・広報、事例発表会

環境大臣賞の授与式は、10月中旬に開催します。この授与式の様子は、ホームページ等を通じて、広く周知します。また、受賞者による事例発表会を開催し、普及啓発に努めます。

なお、最優秀賞受賞者には、「食品リサイクル推進環境大臣賞標章」の使用権を付与します。

6 . 個人情報の取扱いについて

応募書等に記載された個人情報は、本表彰の実施に関連する用途以外には使用いたしません。

7 . 応募先

応募書の提出先は、応募者がお住まいの所在地(都道府県)を担当する以下の環境省地方環境事務所まで、郵送または宅配便で送付して下さい。(宛名の横に「食品リサイクル推進環境大臣賞」応募とお書き下さい。)

(北海道にお住まいの方)

北海道地方環境事務所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西 10-1 ユーネットビル9F

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県にお住まいの方)

東北地方環境事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎6F

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県にお住まいの方)

関東地方環境事務所

〒330-6018 さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F

(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県にお住まいの方)

中部地方環境事務所

〒460-0003 名古屋市中区錦 3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県にお住まいの方)

近畿地方環境事務所

〒540-6591 大阪府中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャングイズマートビル8F

(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県にお住まいの方)

中国四国地方環境事務所

〒700-0984 岡山市桑田町 18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル4F

(徳島県、香川県、愛媛県、高知県にお住まいの方)

中国四国地方環境事務所 高松事務所

〒760-0023 高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビル新館6F

(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県にお住まいの方)

九州地方環境事務所

〒862-0913 熊本市尾ノ上 1-6-22

8 . 問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

担当：松浦、水谷

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL:03-5501-3153 FAX:03-3593-8262

食品リサイクル推進環境大臣賞

応募書

平成 年 月 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 御中

(応募者名)

(代表者役職・氏名)

印

1. 取組の名称

--

2 - 1 . 応募者連絡先

事業所名		
住 所		(〒)
担 当 者	ふりがな	
	氏 名	
	所 属 部 署	
	電 話	
	ファックス	
	E - m a i l	

2 - 2 . 連名での応募を希望する場合は 2-1 の代表応募者以外の事業者名を記入)

事業者名	代表者名	連絡先(電話)

3 . 取組の概要等

<p>取組の概要</p>	<p>1 取組等をはじめた経緯、現在の取組に関する目標、特徴、その効果等を記入してください。</p> <p>2 取組の特徴と効果については、食品廃棄物等の発生抑制の観点に留意して記入してください。 (例：本取組は、 の点が特徴的であり、食品廃棄物等の発生抑制対策として、具体的には 、 といった効果を上げている。等)</p> <p>3 複数の取組にまたがる場合には、それぞれ取組の内容、効果等を記入してください。 (例：本取組では、A 及び B の取組を行っており、A の取組の内容は であり、B の取組内容は である。食品廃棄物等の再生の促進の観点から、それぞれ具体的に 、 等の高い効果を上げている。等)</p>
<p>類似表彰の受賞歴</p>	<p>類似表彰の受賞歴をお持ちでしたら、その表彰名、受賞年度、受賞名をご記入ください。</p>

4. 各側面でのアピールポイント

取組のアピールポイントを、以下の各側面からご記入ください。各項目の審査基準については、「別紙2 審査基準」をご参照ください。

先進性・独自性	食品廃棄物等の排出抑制に配慮した取組として、他の取組には見られない先進的な特徴や独自の方法等があれば、記入してください。
経済性	取組によって事業全体のコスト削減に繋がる効果があれば、記入してください。
継続性	1 取組の開始時期、活動年数など継続性が分かる内容を記入してください。 2 また、継続性を担保するため、定期的な評価・改善などを行っている場合は、その内容も記入してください。
波及性・普及性	取組が他の事業者や市民団体、地方公共団体への波及効果を有している場合には、その具体的内容等を記入してください。特に、波及した主体の数やそれらの主体による食品廃棄物等の再生の定量的な効果を把握している場合には、記入してください。 また、消費者への理解増進に繋がる効果を記入してください。
その他	その他、特筆すべき点、アピールすべき点があればご記入ください。

5. 添付資料

本応募書以外に参考となる資料があれば添付してください。

- 〔 例1：取組がわかる資料(計画資料、消費者向け資料、取組写真、環境報告書、取組説明資料等)
例2：新聞・雑誌・地域情報誌等における報道記事等 〕

別紙2 審査基準

食品リサイクル推進環境大臣賞

以下の項目ごとに評価し、それぞれの項目での評価の合計が高いものを優れた取組として環境大臣賞の対象とします。

先進性 ・独自性	食品廃棄物等の発生抑制及び減量に配慮した取組として、他の取組には見られない先進的な特徴や独自の方法等があるといえるか。
経済性	原材料費や光熱水費の低減等、コスト削減につながる効果があるか。
継続性	取組が一時的なものではなく、地域に根ざし長続きするか。
波及性・ 普及性	取組が他の主体や地域に広がる可能性のあるものか。本取組が従来取組を代替するものとして、消費者への普及拡大が図られているか。
その他	上記以外の特筆すべき点、アピールポイントとして示された内容について、評価すべきものはあるか。
有効性	食品廃棄物等の発生抑制及び減量に配慮した取組として、効果があるといえるか。 加えて、本取組等において CO2 削減その他の環境保全上の効果があるといえるか。